

# 地産地消推進サポーター登録要領

## 第1 趣旨

かごしまの“食”交流推進会議会長（会長；知事，以下「会長」という）が，地産地消の積極的な情報発信役となる県民を「地産地消推進サポーター（以下「サポーター」という）」として登録し，その活動を通じ，県民の県産農林水産物への理解促進や県内における県産農林水産物の安定供給など地産地消の取組推進を図り，農林漁業の振興及び農山漁村の活性化に寄与する。

## 第2 登録対象者

県内に在住し，登録条件に該当する個人でボランティアでの活動が可能な者（性別・年齢は問わない。）

## 第3 登録条件

- 1 県産農林水産物をこよなく愛し，その安定供給又は利用促進に努めるとともに，地産地消に関する情報を積極的に県民に発信すること。
- 2 情報発信及び連絡手段として電子メールの利用が可能なこと。
- 3 県が実施する地産地消推進の取組やアンケート調査等に参加・協力が可能なこと。

## 第4 サポーターの役割

- 1 県産農林水産物の利用促進及び普及啓発
- 2 県内における県産農林水産物の安定供給
- 3 県民への地産地消に関する情報の発信  
情報発信手段：口コミ，ブログ，SNS，チラシ，研修・講習会等
- 4 県が実施する地産地消の取組や各種コンクール，イベント等への参加及びアンケート調査への協力

## 第5 サポーター等への情報提供

- 1 会長は，サポーターに対し，①県産農林水産物の旬や産地の情報，②地産地消推進店の情報，③各種会議や研修会のお知らせを提供するものとする。
- 2 会長は，県民に対し，県ホームページや各種広報誌・広報番組等を活用し，サポーターの活動事例を広報するものとする。

## 第6 登録の申請方法

登録を希望する者は，「地産地消推進サポーター登録申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し，会長に提出する。

## 第7 申請期間

申請受付は，年間通して随時行うものとする。

## 第8 審査及び登録

会長は、受理した申請書の内容を審査し、登録条件を満たす申請者をサポーターとして登録するとともに、申請者に結果を通知するものとする。

審査及び登録は年4回に分けて行うものとする（6月登録：3～5月申請書受付分，9月登録：6～8月申請書受付分，12月登録：9～11月申請書受付分，3月登録：12～2月申請書受付分）。

## 第9 登録証の交付

会長は、登録されたサポーターに対し、登録証を交付する。

## 第10 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合、サポーターは速やかに「地産地消推進サポーター登録変更申請書」（別紙様式1）を会長に提出するものとする。

## 第11 登録期間

登録期間は1年間とする。ただし、登録の辞退の申し出がない場合は、自動更新するものとする。

## 第12 登録の辞退

サポーターは、第3の登録条件に該当しなくなった場合、または登録の継続を希望しない場合は、「地産地消推進サポーター登録辞退届出書」（別紙様式2）を会長に提出するものとする。

## 第13 登録の取消し

会長は、第3の登録条件に該当しなくなったと認められる場合、又は電子メールで連絡不通となった場合は、登録辞退の有無にかかわらず登録を取り消すことができるものとする。

## 第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成23年6月28日から施行する。

この要領は、平成25年3月18日から施行する。

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。